

## バルク貯槽告示検査等に伴う手続Q & A

Q 1. バルク貯槽Aを取り外して点検し、再度Aを取り付ける場合の手続きは？

→届対象バルク 手続き不要

→許可対象バルク 手続き不要

※届対象バルク：500kg 超～1,000kg 未満で、規則第 86 条施設に供給するバルク

※許可対象バルク：1,000kg 以上のバルク

※検査のため貯槽のみを取り外す場合は、廃止とは判断しない。

Q 2. バルク貯槽Aを取り外して廃棄し、メーカー・型式・貯蔵能力等がすべて同じ新しいバルク貯槽A'を取り付ける場合の手続きは？

→届対象バルク 手続き不要

→許可対象バルク 貯蔵施設等変更届書を提出が必要（検査品と同等品であることを確認するため）

Q 3. バルク貯槽Aを取り外して廃棄し、メーカー・型式・貯蔵能力のいずれかが異なる新しいバルク貯槽Bを取り付ける場合の手続きは？

→届対象バルク 供給管の延長、貯蔵設備の位置の変更又は貯蔵能力の増加を伴うときは、設備工事届（変更）の提出が必要。いずれも伴わないときは、手続き不要。

※技術上の基準（保安距離、火気距離等）の変更が伴う場合は、設備工事届（変更）の提出が必要。

→許可対象バルク 貯蔵施設等変更許可申請が必要であり、許可後に完成検査を受検する。

Q 4. バルク貯槽を取り外して廃棄し、シリンダーでの供給に切り替える場合の手続きは？

→届対象バルク 設備工事届（変更）の提出が必要

→許可対象バルク 新設するシリンダーの貯蔵能力が3,000kg 以上のときは、貯蔵施設等変更許可申請が必要であり、許可後に完成検査を受検する。新設するシリンダーの貯蔵能力が500kg を超え3,000kg 未満のときは、貯蔵施設等変更届（特定供給設備の撤去）及び、設備工事届（新設）の提出が必要。

Q 5. 消費設備へのガス供給を継続しつつ検査を行いたい場合（仮設供給設備の設置）の手続きは？

→届対象バルク 設備工事届（仮設供給設備設置）の提出が必要

→許可対象バルク ①仮設供給設備の設置に伴う貯蔵施設等変更許可申請が必要であり，許可後に完成検査を受検する。

②仮設供給設備を撤去する場合には，あらためて貯蔵施設等変更許可申請が必要であり，許可後に完成検査を受検する。（ただし，供給管の切断・溶接等を行わず，容器のみ取り外す場合手続きは不要）